

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	札幌市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「支援法」という。）に基づき、障がい者及び障がい児の保護者に対する自立支援給付の支給等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）別表第117の項により個人番号を利用することができるのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、自立支援給付の支給、支給決定の変更、地域相談支援給付決定の変更、支給認定の変更及び地域生活支援事業の実施に関する事務と定められている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 支援法第6条の自立支援給付に関する事務 2 支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 3 支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 4 支援法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務 5 支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）。
③システムの名称	高齢・障がい福祉システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名、税宛名） 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付ファイル
地域生活支援事業ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	---

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給に関する情報」、「療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」のいずれかが含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれ、第2欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給」、「地域生活支援事業の実施」、「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」のいずれかが含まれる項(144、145、146の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐づけを行い、その記録を残している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	【基礎】Ⅰ－5②所属長	障がい福祉課長 長谷川恵美	障がい福祉課長 松原 和幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成31年3月7日	【基礎】Ⅰ－5②所属長の役職名	障がい福祉課長 松原 和幸	障がい福祉課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成31年3月7日	【基礎】Ⅳ リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
令和3年9月1日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
令和4年12月9日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下を追加) 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務本格運用に伴う追加
令和7年4月16日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	札幌市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「支援法」という。)に基づき、障がい者及び障がい児の保護者に対する自立支援給付の支給等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の84の項により個人番号を利用することができるのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、自立支援給付の支給、支給決定の変更、地域相談支援給付決定の変更、支給認定の変更及び地域生活支援事業の実施に関する事務と定められている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 支援法第6条の自立支援給付に関する事務 2 支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 3 支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 4 支援法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務 5 支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。	札幌市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「支援法」という。)に基づき、障がい者及び障がい児の保護者に対する自立支援給付の支給等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第117の項により個人番号を利用することができるのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、自立支援給付の支給、支給決定の変更、地域相談支援給付決定の変更、支給認定の変更及び地域生活支援事業の実施に関する事務と定められている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1 支援法第6条の自立支援給付に関する事務 2 支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 3 支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 4 支援法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務 5 支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。	事後	番号法の改正に基づく改正(別表第一の84の項⇒別表第117の項)
令和7年4月16日	【基礎】Ⅰ－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法第9条第1項 別表第117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	番号法の改正に基づく改正
令和7年4月16日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給に関する情報」、「療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」のいずれかが含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれ、第2欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給」、「地域生活支援事業の実施」、「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」のいずれかが含まれる項(108、109、110の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給に関する情報」、「療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」のいずれかが含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれ、第2欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による「自立支援給付の支給」、「地域生活支援事業の実施」、「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」のいずれかが含まれる項(144、145、146の項)	事後	番号法の改正に基づく改正
令和7年4月16日	【基礎】Ⅳ－8リスクへの対策	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	【基礎】Ⅳ－8判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	様式改定に伴う記載項目
令和7年4月16日	【基礎】Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	事後	様式改定に伴う記載項目
令和7年4月16日	【基礎】Ⅳ－11当該対策は十分か	(なし)	特に力を入れている	事後	様式改定に伴う記載項目
令和7年4月16日	【基礎】Ⅳ－11判断の根拠	(なし)	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐づけを行い、その記録を残している。	事後	様式改定に伴う記載項目